

伊丹市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 36 号）の制定及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴う規定整備を行うため。

伊丹市個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和 3
年伊丹市条例第 号）

伊丹市個人情報保護条例（平成 17 年伊丹市条例第 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 34 条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に，「第 19 条第 7
号」を「第 19 条第 8 号」に，「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に
改める。

付 則

この条例は，令和 3 年 9 月 1 日から施行する。